

大田市告示第 188 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 2 項の規定により、地縁による団体の認可申請があり、同条第 1 項の規定によりこれを認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 28 日

大田市長 楳野 弘和

1. 認可した地縁による団体

(1) 名 称 仙山自治会

(2) 規約に定める目的

ア 区域内の住民相互の連絡

イ 美化・清掃等区域内の環境の整備

ウ 集会施設の維持管理

エ 保育資産の維持・管理（保育森林の維持・管理）

オ その他本会の目的達成のため必要と認めること

(3) 区 域

本会の区域は長畑、日ノ尾、丸尾、中通、川東、下津戸、上津戸、島津屋の集落自治会の区域とする。

(4) 事 務 所 大田市朝山町仙山 5 2 9 番地 3

(5) 代表者氏名 高田龍一

(6) 代表者住所 大田市朝山町仙山 5 9 3 番地 1

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者選任の有無
無

(8) 代理人の有無 無

(9) 解散の事由

ア 地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

イ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(10) 許可年月日 令和 4 年 12 月 28 日